

新春のご挨拶

労働者・年金者ら市民から広く薄くこそぎ取ってアメリカと大資本へ、消費税増税が政権の目玉。外国人労働者の「活用」拡大も。実習生と言う名の奴隸的労働期間を5年延ばすのが大きな狙い。彼らの劣悪な労働実態は日本人の数倍の労災発生に現れている。労働者の中に「正規」、「非正規」、「外国人実習生」という牢固とした「橋のない川」がつくられる。さる革新政党のアンケート調査（1万2千通）によると暮らしが「良くなった」12%に対し「悪くなつた」が45%。マクロン政権を追い詰めているフランス国民共同の懶は「ガソリン税値上げ反対」だ。政権を追い詰める運動の原点は働く者の暮らしにある。

秘密法と共に謀罪反対に暮らしを結びつける一端を担いたい。

近森泰彦

2019年1月14日 発行：ユニオンと連帯する市民の会 「結」編集委員会

第16号



写真説明

- ① : 関西生コン抗議行動
(山城博治、柿山朗、他)
- ② : 第59回ユニオン学校
(語り手: 小林さん)
- ③ : 12.19 市民大集会

□ 労働組合つぶしの大弾圧は戦争への道.....	柿山 朗.....	2
■ “かんなま勝手連・しが” の立ち上げ.....	稻村 守.....	2
□ 連帯労組関西生コン支部弾圧に対する抗議.....	近森泰彦.....	3
■ 全日建関西生コン支部弾圧にたいする抗議声明.....	秘密保護法対策弁護団.....	3~5
□ 共謀罪と労働運動.....	木村直樹.....	5~6
■ ユニオンと市民の共同.....	岡本哲文.....	6~7
□ わたしはなぜ『ユニオンみえ』で活動してきたのか.....	広岡法淨.....	7~8
■ シャープ亀山工場で3千人雇い止め～「材料扱い」される外国人労働者 ...「レイバーネット」より転載...		8~9
□ 世界の労働運動・ユニオン運動は今～フランスから～.....	小野政美.....	10
■ 日本の裁判官団体とドイツの裁判官組合.....	下澤悦夫.....	10~11
□ 議員の男女均等は民主主義の目標.....	たかだ洋子.....	12~13
■ リニア中央新幹線、民間企業の官邸主導国家プロジェクト.....	小林 収.....	14
□ 第7回ユニオン学校総会報告.....		15
■ 編集後記～『結』14～16号の編集を終えて	小野政美.....	16

労働組合つぶしの大弾圧は戦争への道

柿山 朗（元海員組合、ユニオンと連帯する市民の会副代表）

私は9月末から大津警察前や大阪府警前で抗議してきた。理由は先ず組合活動について権力が介入し、延べ40名が逮捕される前代未聞の弾圧だからである。これを許せば、団体交渉や社前抗議活動なども取り締まりの対象となりかねず、憲法で保障された労働基本権が奪われるからだ。2点目は警察が「共謀の疑いがある」と判断すれば、違法行為があったかどうかはお構いなしに、日常的に国家権力が介入し、「威力業務妨害」や「恐喝」の罪をデッチ

挙げることが可能となること。3点目は大阪府警が捜査の過程で「企業の枠を超えた組合活動は許さない」と述べたこと。今回の弾圧の目的が産業別労働運動やコミュニティ・ユニオン全体への攻撃であること。4点目は経済不況と財政破綻が予見される中、政権や資本は東京五輪、カジノ誘致や大阪万博くらいしか延命の打つ手がない。戦争への歴史は労働組合運動の弾圧から始まった。関生の武委員長ら全員を取り戻すまでこれからも抗議活動を続けたい。

☆いざ反撃に立ち上がろう！！ かんなま勝手連・しが”の立ち上げ

稻村 守（9条ネット・滋賀）

国策による労働組合つぶしを許さない勝手連・しが（略称：かんなま勝手連・しが）を私たちは10月23日夜に立ち上げた。理由は急遽、翌日朝に地元のテレビ局である、びわこ放送株式会社にあの悪名高き「ニュース女子」放映中止の申し入れをすることとなったからである。

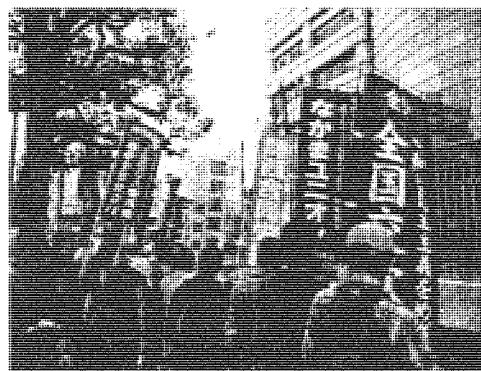
前夜、ネットでMLで連絡して立ち上げ、翌朝集合という無茶苦茶なスケジュールであったが、永年、反原発闘争や護憲闘争・反戦平和の闘いをご一緒した市民の方々は、快くご参加いただいた。自分でこの放送局社長あての抗議はがきを裏表たくさん印刷ってきて、署名して投函できるように自発的にご用意いただいた女性の方もおられ、感激した。

かんなまの組合をほとんどご存じない市民の方が、わがことのように自費で抗議はがきを作成されてくる。「こんなことは許しておけない」という市民感覚である。日本の、滋賀の民度も捨てたもんやないと思った。

この組織立ち上げの他の目的は、大津警察署前100名を超える毎週土曜日の抗議行動参加者があるが、最初京阪神の労組団体と活動家が圧倒的で、地元滋賀が少ないし、一般参加を広げねばと思った次第である。そしてすぐにその目的は達成された。

かんなま弾圧の敵のねらい

滋賀の公安でなく、刑事部組織犯罪対策課が最初やってきて今次弾圧の口火を切ったが、その時の現



場警察官のセリフに弾圧の敵の狙いは、はしくも明らかである。

いわく「おれらは

公安みたいに甘ないで」「これでもう『コンプライアンス』（企業を越えて、労安点検活動などすること）はできへんやろ。労働組合というのは、企業内でやるもんや」と。労組が中小企業経営者と相談して協同組合で価格をガラス張りで決め、賃金・労働条件を決めて行ったら、ブラック企業にとってメリットがなくなる。彼らの「死活問題」となるから、大手ゼネコンと組んで警察を動かし、必死となる。そして大阪では来年6月のG20、安倍政権には辺野古で新基地建設反対の生コンミキサー車を並べた一大反対行動を阻止したい。わかりやすい攻撃である。「中央の指示」「警察庁からの指示」とも現場警察官は発言。沖縄の山城博治さんを5か月間不当逮捕したのと同じである。

しかし、中曾根テーゼというわかりやすい攻撃にまんまとしてやられた過去（国鉄・国労解体から総評・社会党解体）もある。今度は絶対に負けられない。広範な良識ある労働者・労働組合、市民と一緒に、いざ反撃にたちあがろう。

☆大津地方裁判所殿、滋賀県警察本部殿

連帶労組関西生コン支部弾圧に対する抗議

2018年11月13日

ユニオンと連帯する市民の会

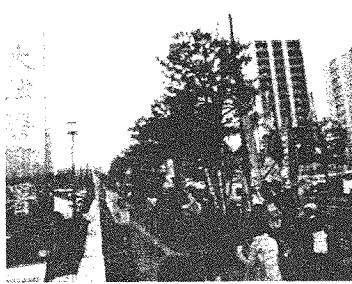
代表 近森泰彦

本年7月に滋賀県警が湖東生コン協同組合（生コン中小事業者団体）を恐喝未遂にあたるとして理事らを逮捕、8月には協同組合法に基づく協組と労働組合法に基づく労組が「共謀」したとして関西生コン支部武委員長ら4人の組合役員を逮捕し拘留を続けています。

今回の弾圧は懸念されていた「共謀罪」の労組や市民団体への適用の先取りとしか考えられません。これは「警察庁の指揮でやっている」と滋賀県警が述べたことからもうかがえます。

関西生コン労組は、上流の宇部三菱などセメント独占、下流のゼネコンに挟まれた地域社会で搾取され続けてきた零細生コン経営者と労働者が法に基づいて創意を發揮して切り開いてきた成果を一挙に切り崩し大企業の手助けをする不当きわまる弾圧以外の何物でもありません。

関西ではこの弾圧に先立ち人民新聞社の山田洋一編集長の不当逮捕・長期間留置事件が引き起こされました。私たちはこの弾圧に対して同じく義憤を覚えています。



憲法28条と協同組合法に基づく正当な組織の活動を力ある側の言い分を「正当化」して一举に弾圧をおこなうこの行為は戦前へ逆戻りする恐ろしさを感じます。

日清戦争後の労働運動の台頭を抑え込むためにつくった治安警察法（1900年）によって政治結社、集会・デモ規制、労働・農民運動の取り締まりを規定して労働組合を犯罪視、その後、治安維持法（1925年、朝鮮、台湾、樺太にも施行）によって国民の声は閉ざされ一路戦争にむかっていった歴史を思い起こさざるを得ません。「戦後政治総決算」の端緒的行為である今回の弾圧が引き金になって野放図に広がっていくことを恐れています。

今は時代が違います。国連の下に人権委員会（自由権委員会、社会権委員会）が置かれまたILOも機能しています。いずれにも日本政府は加盟し多くの役員を送っています。労働組合を創りあるいは加入して職場の要求を実現する闘い、地域社会で正義を実現する闘いに労働者・労働組合が参加し役割を担っていくことは世界共通の認識になっています。改めて滋賀県警の弾圧を直ちにやめるよう抗議と共に、大津地裁が本件4人の被告を直ちに釈放するように強く要請します。

☆全日本建設労組関西生コン支部弾圧にたいする抗議声明

2018年12月6日 秘密保護法対策弁護団 共同代表 海渡 雄一；中谷 雄二；南 典男

徳住堅治（共謀罪対策弁護団共同代表）、加藤健次（共謀罪対策弁護団共同代表）

平岡秀夫（共謀罪対策弁護団共同代表）、武井由起子（共謀罪対策弁護団共同代表）

三澤麻衣子（共謀罪対策弁護団事務局長）

1 事件の概要

現在、全日本建設運輸連帶労働組合関西地区生コン支部（以下、「関生支部」という。）に対する滋賀県警と大阪府警による弾圧が続いている。

事件担当の永嶋靖久弁護士からの報告によれば、事件の概要は次の通りである。

滋賀の事件は、中小の生コン企業で作る協同組合（湖東生コン協同組合）の役員が、昨年3月に、滋

賀の工事現場で使う生コンを協同組合から買わせようとして、「協同組合から生コンを買わなければ、大変なことになりますよ」とゼネコンを脅したとする恐喝未遂被告事件である。脅す手段の一つとして、関生支部による建設現場でのコンプライアンス（法令順守）活動があり、これが協同組合の役員の発言の中で言及されたといい、これが恐喝未遂とさ

れている。

同一の事件で 10 人が 3 回に分けて逮捕され、9 人が起訴されている。関生支部委員長・副委員長・執行委員 2 人のほか、かれらと共に謀してゼネコンと交渉したという協同組合の役員が起訴された。建設現場でコンプライアンス活動に従事した労働組合員は現時点では逮捕されていない。

大阪の事件は、関生支部の労働組合員が、本年 9 月 10 月に、セメントのサービスステーションでセメ

2 共謀罪適用のリハーサル弾圧である

関生支部は、共謀罪反対を掲げてストライキを行った数少ない労働組合の 1 つである。一連の弾圧の性格は、企業の枠を超えた産業別労働運動への弾圧、大資本に対抗する中小企業の協同組合活動への弾圧、労働組合による建設現場でのコンプライアンス活動への弾圧、大阪サミットの先行弾圧、マスコミや YouTube を利用した労働組合への反社会勢力キャンペーンなど、いろいろ挙げができるが、共謀罪適用のリハーサル弾圧という側面があることにも注目しなければならない。具体的には以下の諸点である。

第 1 に、大阪の事件はこれまでの関生支部への弾圧と同様、大阪府警の警備課が担当しているが、滋賀の事件は滋賀県警の組対（組織犯罪対策課）が担当している。また、現在のところ逮捕には至っていないが、京都府警によってくり返し実施されている家宅捜索も、組対が担当している。

第 2 に、逮捕された労働組合員が全員黙秘することは警察もわかっているし、現に黙秘している。では、どうやって事件を構築するのか。関係者の電話履歴、メールのやりとり、ラインチャットなどを大量に集

3 さらなる弾圧の拡大

さらに、本年 11 月 21 日には、大阪府警警備部が関生支部委員長、書記長、執行委員、元副委員長の計 4 人を逮捕した（委員長は再逮捕）。被疑事実は、9 月、10 月の大阪府警の先行弾圧によって逮捕・起訴された事件と同一内容であり、昨年 12 月のセメントサービスステーションなどでの威力業務妨害を共謀したとするものである。また、11 月 27 日には、組合員 7 人、元組合員 1 人が滋賀県警に逮捕された。

うち 3 人は再逮捕であり、先に滋賀県警に逮捕起訴

4 大弾圧に強く抗議する

これらの事件は、共謀罪が直接に適用された事件ではなく、秘密保護法に関する事件でもない。しかし、労働組合の日常的なコンプライアンス活動や争議

ント運搬車の輸送を妨害したという威力業務妨害被告事件である。まず港区での行動について 16 人が逮捕され、7 人起訴、9 人釈放された。その後、同一日の近接した場所での行動について 8 人逮捕、うち 5 人は再逮捕だった。二次にわたる大阪弾圧で計 19 人が逮捕され、8 人が起訴された。この時点では逮捕・起訴されたのは、現場行動の参加者だけだったが、後述のとおり 11 月 21 日には現場に参加していない組合役員に弾圧が拡大している。

めるとともに、この事件では、現・元の組合員に対して手当たり次第、片っ端からの大量呼出しをかけて、「共謀」の存在を立証しようとしている。

第 3 に、滋賀の事件でも大阪の事件でも、勾留理由開示公判で、裁判官が「罪証隠滅の対象は共謀の構造、罪証隠滅の方法は共犯者・関係者との通謀」という趣旨を明確に述べている。大阪の事件では、現場の行為については、会社側が記録した大量の録音録画がある。共謀といつても現場共謀の問題で、録音録画されている行為をどう評価するかという問題がある。

これに対して、滋賀の事件では、外形的にはどう見ても犯罪行為になるかどうか、そもそも疑わしい。関生支部のコンプライアンス活動については、民事裁判ではあるが、大阪高裁でも適法とする決定（業務妨害等禁止仮処分命令申立を却下した原決定に対する抗告を却下した大阪高裁平成 27・5・14 決定。労働法律旬報 1852 号 62 頁）もある。そうすると、犯罪の共謀があったということをどうやって作り上げるのか、それが事件の要であり事件の全てとなっている。

されていた 4 人のうちの委員長以外の 3 人である。先に逮捕起訴された事件の現場とは異なる、湖東生コン協同組合には関わらない現場で、現場監督などに「法令違反がある」と指摘したことを捉えて、現場行動参加者を、威力業務妨害罪としているようである。これまでの逮捕者は実にのべ 46 人（2 回逮捕 9 人）に及んでおり、うち 5 人を除けば、すべて現・元の組合員である。弾圧の終息する見通しはまったくない。

權の行使の一部を犯罪事実として構成し、これに関与した組合員を一網打尽で検挙し、デジタル情報の収集によって関係者間の共謀を立証することで犯

罪を立証しようとしている点において、担当弁護団が正しく指摘するように、共謀罪型弾圧の大規模な開始を告げるものと捉え、これに対抗する態勢を整えなければならない。

秘密保護法にも共謀罪処罰規定が組み込まれているところであり、本件のような共謀罪型弾圧は決して容認することができない。本件のような共謀罪型弾圧が、仮に見過ごされ、捜査機関の手法として定

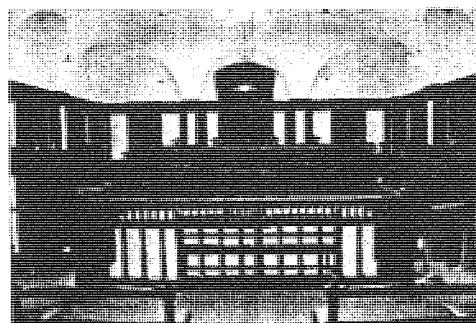
(この声明は、2018年12月6日の秘密保護法対策弁護団の総会で採択。共謀罪対策弁護団では、採択の機会がありましたので、全共同代表と事務局長の個人名義でこの声明に賛同。)

☆共謀罪と労働運動

木村直樹

共謀罪 (conspiracy) とは謀りごとを共にする共同謀議罪のことだが、起源を考えると英國に求められ、それも何世紀も前になる。1305年の共同謀議者令に始まり、1548年には、賃金もしくは労働時間に条件をつけ、そうでなければ働かないと共に謀したと見なされた労働者に対して、重く処罰する法律もできた。その後、1725年以降、毛織物工業労働者の団結禁止法に始まり、1729年あらゆる労働者の団結禁止法、そして1824年の団結禁止法廃止まで、まず「団結」が狙われた。さらに、労働者の団結に対して、使用者は刑事共謀罪の訴訟を始めた。犯罪となる行為をなすための共同謀議という「団結」そのものが「共謀」だというわけである。

「初期の労働組合は、既存の社会秩序に対する脅威と考えられていた。すなわち、組合は、違法な共謀であると宣言されていたし、組合に加入することは、刑事犯罪であった」(『英国における労働組合の位置 ILO調査団報告書』(日本ILO協会、1963年)とされていた。1871年、労働組合法が制定され、共謀罪から解放されたかにみえたが、1875年の共謀罪および財産保護法などもできた。ついで米国でも団結そのものが、その対象になった。『アメリカ労働運動小史』(米国労働省労働統計局、1953年)には、1827年、フィラデルフィアでJOHN TAILORSが共謀罪で裁かれた事実が載



着してしまうと、将来、秘密保護法違反被疑事件が起こった際に、同様の共謀罪型弾圧がなされ得ることは想像に難くない。

秘密保護法対策弁護団と共に謀罪対策弁護団は、この未曾有の大弾圧に対して強く抗議し、当該担当弁護団と連携してその拡大を許さない陣形を構築することを、広く呼びかける。

る。「賃上げのための労働者の団結は公益に対する謀反と見做すという古典的、英國的普通法の下に、組合組織は「商業を拘束する陰謀である」と非難された」と紹介する。日本でも江戸時代、徒党を組むこと自体が罪になった。

これまで、1959年の京都府職安保弾圧事件では、岸政権と連動した検察は被告人らは、共謀のうえ、暴行を用いて、家入中京社会保険出張所長の公務執行を妨害したと主張したが、事実は、逆で府職労組合員と厚生省の本省監察官の面談を所長が妨害したので、その場から出て行ってもらう行動に対してそうこじつけた。

今度の共謀罪は、本質的には計画段階で取り締まろうとするものだ。実行の着手と無関係に、それを計画した幹部を捕まえることが本旨とされる。特定秘密保護法のときでもすでに共謀、教唆がこれまでと違った意味で登場し、共謀罪の成立により危険が増した。

例えば、労働組合の会議で解雇撤回を、あるいは賃上げを社長と団交して、撤回や妥結まで社長を返さないと決めたことが、組織的監禁罪の共謀行為とみなされて、共謀罪が適用される恐れがでてきた。今、労働組合のストライキや団体交渉、抗議活動を弾圧するために、企業側と連携した警察の不法な動きが伝えられる。すでに共謀罪もあるからなという発想であろう。労働運動、小作争議、婦人運動、秘密結社を弾圧するために利用された治安警察法(明治33年)の時代が再び到来したような感じがする。

「労務ノ条件又ハ報酬ニ関シ協同ノ行動ヲ為スヘキ団結ニ加入セシメ又ハ其ノ加入を妨クルコト」などの項目が入った17条が特に悪用された。しかし、これは運動の力で削除された。そのあと、治安維持

法もできて、弾圧に猛威を振るった。今は新しい治安警察法の時代で次は新しい治安維持法がやって来るのか。大正時代に盛んになった労働運動は、昭和10年代から次第に戦争に翼賛し産業報国する運動に変って、敗戦を迎えたので本来の労働運動継承の上で空白ができた。

「団結権」が保障されている憲法下、運動が形骸化した現在、間隙を狙って、関西生コン労組への弾圧が発生した。

内田博文さんが「判例の共謀共同正犯によっても、いまだ実行行為に出でない段階では、予備罪や準備罪、あるいは陰謀罪や共謀罪では格別、共謀自体について刑事責任を問うことはできなかった」(『治安維持法と共謀罪』)と言われるよう、「共謀」それ自体を、実行行為とは別に処罰することは、「独立共謀罪」という理解しがたい考え方である。これを存続させると、法秩序が破壊され、常識が通用しない暗黒世界になりかねない。

ユニオンと市民の共同

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク事務局長 岡本哲文（下町ユニオン）

私の所属する労働組合「すみだユニオン」は、東京の東部地域・墨田区に拠点をおく。総評時代に組織されていた墨田の地区労は総評解散・連合結成の中で“解消”するが、その半年前の1991年6月に結成。結成とともにコミュニティ・ユニオン全国ネットワークに加盟。1998年、同じ東京東部の先輩ユニオンである江戸川、江東の両ユニオンと「東京東部地域ユニオン協議会（下町ユニオン）」を結成し、今日に至る。

1980年代半ばから各地に結成してきたコミュニティ・ユニオンは、歴史的大争議で展開された家族ぐるみ、地域ぐるみの闘い、長年培ってきた地域労働運動を継承して作られてきた労働組合である。当初から、企業の枠を超えて、地域（コミュニティ）での労働者の団結形成と地域共同体の一員としての地域運動を進めてきた。

総評・地区労の「パート110番」という労働相談、団体交渉、組織化を引き継いだ。パート労働者、派遣労働者、外国人労働者の非正規雇用労働者の権利を守り、強め、そのために非正規雇用労働者の運動と組織化を労働運動のメインストリートに押し上げることに努めてきた。

労働相談を組織と運動の基軸としてきたが、それは絶えず新しい風を組織の中に吹き込ませ、組織の拡大につなげるとともに、その時代、時代の労働現場で生じている先端的問題に取り組み、ひとりの問題をみんなの問題として高め、見えなかった差別や不公正を明らかにし、一人ひとりを大切にしあいながら互いに守りあい育てあうことを重ね、文字通り労働者の“抵抗と再生の砦”となりながら、社会的労働運動の展開につながった。

企業別あるいは産業別組織と違い、最初から職場、

企業の枠を超えて、地域において市民との協働で自治体に対する取り組み、地域的な課題に対する取り組みも行ってきている。

さらに深化させ、生産（職場）と再生産（暮らしの場）空間を併せる労働組合活動、地域共同体における分かち合い（協働）の活動を追求していきたい。

2000年夏のユニオン全国ネット訪米団に参加し、その中でリビングウェイジ（生活賃金）条例制定を進める「LAANE（新しい経済のためのロサンゼルス連合）」を訪問した。この団体の目的と任務は、「私たち労働者、地域組織、労働組合、宗教団体、研究者と市民リーダーは勤労市民と地域団体が力をつけ、すべての人々に利益と生活の質の向上をもたらす公正な社会づくりに、共同して取り組む」「労働者と地域社会が不公正な権力と富の関係を変革できるようにする」というもので、当時、地域の労働組合、宗教団体、地域組織など100を超える団体による「ロサンゼルス生活保障賃金連合」を結成し、アメリカ合衆国で三番目のリビングウェイジ条例制定を実現していた。地域での貧困対策と労働者の賃金、雇用安定、そしてそのための労働者の組織化が一体的に捉えられ、労働組合と市民の共同で運動が大きく組織されていた。そのダイナミックな運動に衝撃を受けた。

現在、韓国では、「最低賃金連帯」が2002年



に韓国の2つの労組ナショナルセンターや、政党、市民団体など31団体により結成され、最賃引き上げに向けた横断的な取り組みが続けられてきた。2017年の大統領選では各候補に最賃に関する公約を問うなど、争点化に取り組み、今年16%、来年10%と大幅な引き上げを実現している。ここでも、労働組合と市民・社会運動との幅広い共同が大きな成果を生み出している。

労働組合と市民、社会運動が共同することが極めて重要だ。地域、社会変革のための社会的発信力、社会的規定力を労働運動が持つために。同時に、広く且つ深く価値観の転換につながる“刺激”的にも。

そして今。

私たちは、第一次安倍政権時にホワイトカラー工賃ゼンプロシヨン導入法案の国会上程を断念させることができた。日本労働弁護団、NPO派遣労働ネ

ットワーク、全国安全センターから共同代表を出していただき、ユニオン全国ネットが事務局の中心を担い、上部団体の違いを超えて労働組合が集い、弁護士、医師、過労死家族会、シングルマザー、消費者団体などなど幅広い個人、運動体が集まって「人間らしく働く社会をめざして」共同アピール運動を結成。要所での大集会は実行委員会方式をとり、全労連の労組とも共同して行動した。マスコミも大きく動いた。

労働組合は最大の組織的社會的集団と言われる。その労働組合が市民・社会運動と共同することで、その力を何倍にもすることができる。

広範な社会的連帯の輪を創り、安倍政権による憲法改悪と、裁量労働制の対象の拡大（労働時間規制のさらなる緩和）、解雇の金銭解消制度導入（解雇の自由化）を許さず、退陣に追い込もう！

ともに闘いましょう！

☆「わたしはなぜ『ユニオンみえ』で活動してきたのか」

広岡法浄（「ユニオンみえ」書記長；「東海ユニオンネットワーク」代表）

組合専従になって間もなく40年になろうとしている。

来年のしかるべき時期に私の自己紹介と、話したいことを話すようにと小野さんから依頼され、軽い気持ちで引き受けた。すると、その前に原稿を書くように言われた。40年弱を振り返り、その時々、それなりに頑張ってきたつもりでいるが、現状を考えると恥ずかしい限りである。

専従になったきっかけは、つれあいが半年の契約で勤務し始めた県の外郭団体に、5ヶ月を過ぎた段階で契約更新の確認をしたところ、団体専務から契約更新する気はないと言われ、つれあいは雇止めされる筋合いはないとして三重一般労組に加入し、事実上の雇用継続を勝ち取った。その後に組合の大会が開催され出席したところ、専従を募集しているとの話があり、つれあいに私がなれるように話をつけて欲しいと依頼したところ、すぐに話が決まり、1980年の年末から働き始めた。当時の三重一般労組は三重県労協（総評の三重県組織）が丸抱えで運営されていた。委員長は県労協事務局長、副委員長は地区労事務局長、書記長・書記次長は県労協オルグという体制だった。専従として採用されて以降、数多くの組織化、争議を手がけていった。数年後、労働戦線の統一の話が進み、統一の曉には総評・県



労協は解散され、これまで受けてきたすべての支援は打ち切られ、完全独立するしかないとい

う状況になり、6年後、県労協オルグは引き上げられ、私が書記長になり、事務所を独立させた。30代半ばの時だ。その後、紆余曲折があったものの、組織を維持し、今日に至っている。

労働戦線の統一をめぐり、三重一般労組の上部団体・全国一般労組は大きく3分解した。連合派・全労連派・全労協派に。三重一般労組は連合に加入了。1989年1月に天皇裕仁が死んだ直後、連合三重の結成総会が開催された。会長には電機労連の役員が就任し、挨拶の中で「昭和天皇がご逝去されたことに哀悼の意を表したい」と述べた。これは看過できないと私は「同意できない、アジア2000万人の人々を殺した戦争責任も取らずに死んだ昭和天皇に哀悼の意を表することには反対である。」と述べた。旧総評系の労組幹部は連合に移行した後、借りてきた猫のように大人しく、自らの主

張を述べるようなことはなく、多くが自己保身に徹していた。私は、どのような場であろうと、間違ったことは間違いと意見を述べるようにしていた。

1995年に三重一般労組の中で組織問題が発生し、当時の委員長派と、書記長派に真っ二つになった。大会を開くには代議員の3分の2以上ないと成立しない。委員長派が大会をボイコットした結果、代議員は過半数の出席があったものの、3分の2に届かず、両派が大会を成立させることができない。そんな中、意を決して組織再建大会を開催し、事務所も新しい場所に確保した。今の事務所だ。これを契機に私たちは連合から離れ、コミュニティ・ユニオンに移行した。ユニオン運動の開始だ。

ユニオン運動を核にした労働運動の再生を目指し、奮闘してきた。ユニオン運動の果たしている役割は今の日本の労働運動不毛の時代にあって、とても大きなものだ。しかし、余りにも小さい。小さいだけではなく、その力はまだまだ弱い。もっとダイナミックな運動が展開できるようにしたい。10年以上前から世代交代をめざし、専従の採用に努めてきたが、一筋縄ではいかない。私たちの仕事はやりがいはピカイチなのだが、いろんな相手と対応しなければならない。今やり合っているヤクザとの対峙もある。家もない、金もない、生活保護は受けたくない、心は病んでいる、八方塞がりの人の相談も舞い込む。この十数年、外国人の相談が急増し、多い年で400人以上の外国人労働者が加入し、その対応をしてきた。昨年は125人が新規加入している。ちなみに、日本人の新規加入は三交タクシーの集団加入を除くと50名程度になる。職場で集団化しての会社との対応、個人での問題解決、会議の準備、労働委員会や裁判の対応、日々、舞い込む労働相談

の対応、会計業務、書類の整理、こうした原稿の依頼、などなど、対処しなければならない事項は多岐にわたる。これを短期間にモノにすることは至難の業だ。なかなか続かないのも、致し方ない。かと言って、育たないと組織は衰退し、消滅ということにもなりかねない。私が10年ほど前から言い続けている言葉がある。「日常の業務をこなすのは仕事のうちの半分、後釜を育成できて一人前だ。」という言葉だ。自分のことだけ考えれば、後釜を作らず、自分でできるところまでやる。できなくなったあとのこととは知らない。これが一番気楽だ。一子相伝はまだ良い方だ。それでは運動は発展しないし、何のために運動しているのか、自分の生活のためか、趣味ということになる。日本にまともな労働運動を作り出したい、ということから考えると、集団で後継者を育成できていかないと、今のユニオン運動も消滅していかざるを得なくなる。いろんなユニオンに私たちが獲得してきたノウハウを広め、さらに各ユニオンが財政を確立しながら能力のある専従を育成していく。このことが運動を前進させるために不可欠だと考えている。そのためには、まだまだ、引退できそうにない。楽しみながら、今しばらく、専従を続けることになると思う。

ちなみに、体を動かす趣味、美味しいものを作り味わう趣味もいくつかある。文化的趣味には欠ける。コーヒーは自家製の焙煎機で生豆から炒って飲むのが自慢だ。同じ豆でもいろんな炒り加減で違うコーヒーが楽しめる。今の季節は隣からひこばえで庭に生えた少し渋い柿からの干し柿作り、大きな魚の丸焼きなども、自分なりの工夫で、ガスレンジで美味しく焼けるようになった。組合作りのあとはこうしたノウハウの教室も開くか。

「シャープ亀山工場で3千人雇い止め～

「材料扱い」される外国人労働者「レイバーネット」より転載。

「シャープ亀山工場 外国人労働者 3千人雇い止め問題」と題した記者会見が12月3日午後、厚労省記者クラブで行われた。会場は6社のテレビカメラと40人近くの記者で埋まっていた。国会の「入管法」審議もありメディアの関心は非常に高い。いったいシャープ亀山工場で何が起きているのか？ 会見の中心は「ユニオンみえ」。ここに亀山工場で雇い止めされた日系の外国人労働者がたくさん駆け込んできたことで、事態が明らかになった。

もともと液晶工場だった亀山工場だったが、ホンハイ買収後の2017年にiPhone部品製造の飛躍的受注を受けるこ

とになった。そのため大量の労働者が必要となり、「ヒューマン」という派遣会社を使って全国から約3千人の日系・外国人労働者をかけ集めた。しかし、それからわずか1年程度で雇い止めが始まり、ことし10月までにほぼ全員が解雇されることになった。ヒューマンの社長がいうには「アップルが部品の生産拠点を別の国に移したため、3千人の労働者はいらなくなっ



た。しかたない」として「雇い止め撤回」など組合の要求にはいっさい応じていない。仕事を失い、住居も失った労働者は「車上生活」を余儀なくされている人もいる。ユニオンみえの神部書記次長（写真上）は憤る。「会社は外国人労働者を人間としてみていない。材料としてみている。契約も2か月更新で、労働契約書と同時に退職届を書かされる。亀山工場内でのiPhone部品製造の仕事は変わらないのに、労働者の雇用主は2か月ごとに変わる。ヒューマングループはいくつもペーパー会社をつくっていて、労働者を転がすことで社会保険の負担や有休支給を免れ、いつでも解雇できるようになっているのだ」。ヒューマンはヤクザもからんだ悪質な派遣会社であることは間違いない。会見場では組合にたいする「脅迫電話」の音声も紹介された。iPhoneといえばいまもっとも最先端のツールである。しかし、その部品をつくりしているのがこうした劣悪の労働環境に置かれた外国人労働者たちだった。末端の彼らは時給1200円から1300円

で夜勤シフトで亀山工場で働いてきた。アップルからの部品発注の下請け構造は数次に及ぶという。大企業は手を汚さずダーティな企業を利用して、都合が悪くなればどこの会社も責任をとらないで労働者を路頭に放り出すのである。今回の大量の雇い止め事件について当のシャープ自身が「知らない」と逃げ回っている。発注元のアップルでさえ「調査したい」としているのに、シャープの態度はあまりに無責任なものだった。神部書記次長も、「自分たちの都合しか考えないやり方。こういうことが放置されておいて、外国人労働者受け入れ拡大とはとんでもない」と語っていた。会見には雇い止めされた日系・外国人労働者4名も参加していた。3年働いて雇い止めされたシマツさん(27歳/写真)は「ショックだった」と一言語った。そして「でも、ものづくりが好きで日本で働きたい」とも。外国人労働者の受け入れが大問題となっているいま、今回の「シャープ亀山工場」事件が日本の私たちに突きついているものは大きい。(M)

世界の労働運動・ユニオン運動は今

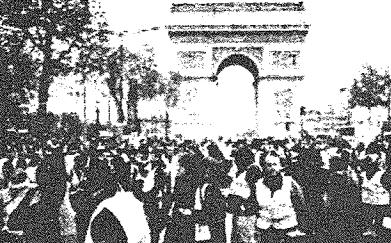
小野政美

「ユニオンと連帯する市民の会」は、国内の労働運動・ユニオン運動と市民運動との共同・連帯だけでなく、世界の労働運動・ユニオン運動と市民運動との共同・連帯を目標にしている。今回、『結』16号は、『レイバーネット』掲載記事から編集長の責任で、フランス・韓国からの報告を紹介する。

☆フランス「黄色いベスト」運動の要求事項（ATTAC JAPAN 訳）

2018年12月5日

- フランスの代議士諸君、我々は諸君に人民の指令をお知らせする。これらを法制化せよ。

 - 1) ホームレスをゼロ名にせよ、いますぐ！
 - 2) 所得税をもっと累進的に（段階の区分を増やせ）。
 - 3) SMIC〔全産業一律スライド制最低賃金〕を手取り 1300 ユーロに。
 - 4) 村落部と都心部の小規模商店への優遇策（小型商店の息の根を止める大型ショッピング・ゾーン〔ハイパーマーケットなど〕を大都市周辺部に作るのを中止）。+ 都心部に無料の駐車場を。
 - 5) 住宅断熱の大計画を（家庭に節約/省エネを促すことでエコロジーに寄与）。
 - 6) 〔税金・社会保険料を〕でかい者（マクドナルド、グーグル、アマゾン、カルフールなど）はでかく、小さな者（職人、超小企業・小企業）は小さく払うべし。
 - 7) （職人と個人事業主も含めた）すべての人に同一の社会保障制度。RSI〔自営業者社会福祉制度〕の廃止。
 - 8) 年金制度は連帯型とすべし。つまり社会全体で支えるべし〔マクロンの提案する〕ポイント式年金は NG)。
 - 9) 燃料増税の中止。
 - 10) 1200 ユーロ未満の年金は NG。
 - 11) [地方議員も含めた] あらゆる公選議員に、中央値レベルの給与を得る権利を。公選議員の交通費は監視下に置かれ、正当な根拠があれば払い出される。〔給与所得者の福祉の一部である〕レストラン利用券とヴァカンス補助券を受ける権利も付与。
 - 12) すべてのフランス人の給与と年金・社会給付は物価スライド式とすべし。
 - 13) フランス産業の保護：〔国内産業を空洞化させ



卷之二

中央値レベルの給与を得る権利を。公選議員の交通費は監視下に置かれ、正当な根拠があれば払い出される。〔給与所得者の福祉の一部である〕
レストラン利用券とヴァカンス補助券を受ける権利も付与。

- 12) すべてのフランス人の給与と年金・社会給付は
物価スライド式とすべし。
13) フランス産業の保護：[国内産業を空洞化させ

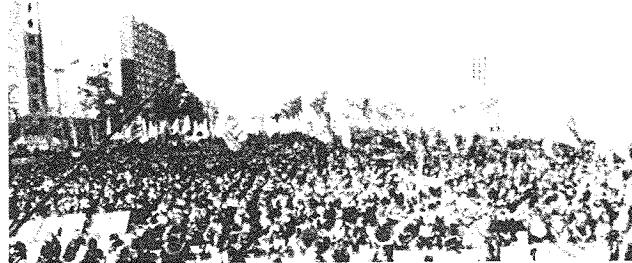
- る、工場をはじめとする]事業所の国外への移転の禁止。我々の産業を保護することは、我々のノウ・ハウと雇用を保護することである。
- 14) [東欧等からの] 越境出向労働の中止。フランス国内で働く人が同じ給与と同じ権利を享受できないのはおかしい。フランス国内で働くことを許可された人はみなフランス市民と同等であるべきであり、その〔外国の〕雇用主はフランスの雇用主と同レベルの社会保険料を納めるべし。
- 15) 雇用の安定の促進：大企業による有期雇用をもっと抑えよ。我々が望んでいるのは無期雇用の拡大だ。
- 16) CICE〔競争力・雇用促進タックスクレジット〕の廃止。この資金〔年 200 億ユーロ〕は、(電気自動車と違って本当にエコロジー的な)水素自動車の国内産業を興すのに回す。
- 17) 緊縮政策の中止。〔政府の国内外の〕不当と認定された債務の利払いを中止し、債務の返済に充当するカネは、貧困層・相対的貧困層から奪うではなく、脱税されている 800 億ユーロを取り立てる。
- 18) 強いられた移民の発生原因への対処。
- 19) 難民庇護申請者をきちんと待遇すること。我々には彼らに住まい、安全、食べ物、それに未成年者には教育を提供する義務がある。難民庇護申請の結果を待つ場となる受け入れ施設が、世界の多くの国々に開設されるよう、国連と協働せよ。
- 20) 難民庇護申請を却下された者を出身国に送還すること。
- 21) 実質のある〔移民〕統合政策を実施すること。フランスに暮らすことはフランス人になることを意味する(修了証書を伴うフランス語・フランス史・公民教育の講座)。
- 22) 最高賃金を 15000 ユーロに設定。
- 23) 失業者のために雇用を創出すること。
- 24) 障がい者手当の引き上げ。
- 25) 家賃の上限設定 + 低家賃住宅(特に学生やワーキング・プアを対象に)。
- 26) フランスが保有する財産(ダムや空港など)の売却禁止。
- 27) 司法、警察、憲兵隊、軍に充分な手立て〔予算・設備・人員〕の配分を。治安部隊の時間外労働に對し、残業代を支払うか代替休暇を付与すること。
- 28) 自動車専用道路で徴収された料金は全額、国内の自動車専用道路・一般道路の保守と道路交通の安全のために使うべき。
- 29) 民営化後に値上がりしたガスと電気を再公営化し、料金を充分に引き下げるなどを我々は望む。
- 30) ローカル鉄道路線、郵便局、学校、幼稚園の閉鎖の即時中止。
- 31) 高齢者にゆったりした暮らしを。〔劣悪介護施設など〕高齢者を金儲けのタネにするのを禁止。シルバー世代の金づる化はもうおしまい、シルバー世代のゆったり時代の始まりだ。
- 32) 幼稚園から高校 3 年まで、1 クラスの人数は最大 25 人に。
- 33) 精神科に充分な手立て〔予算・設備・人員〕の配分を。
- 34) 人民投票の規定を憲法に盛り込むべし。わかりやすく、使いやすいウェブサイトを設けて、独立機関に監督させ、そこで人々が法案を出せるようになること。支持の署名が 70 万筆に達した法案は、国民議会で審議・補完・修正すべし。国民議会はそれを(70 万筆達成のちょうど 1 年後に)全フランス人の投票にかけるよう義務づけられるべし。
- 35) 大統領の任期は〔国民議会の任期と同じ現行の 5 年から〕7 年に戻す。(以前は〔大統領選の直後ではなく例えば〕大統領選から 2 年後に行われていた国政選挙により、大統領の政策を評価するかしないかの意思表示ができた。それが人民の声を聞き届かせる方法の一つになっていた。)
- 36) 年金受給は 60 歳で開始。肉体を酷使する職種に從事した人(石積み作業員や食肉解体作業員など)の場合の受給権発生は 55 歳に。
- 37) 6 歳の子どももは独りにしておけないから、扶助制度 PAJEMPLOI〔保育支援者雇用手当〕は子どもが〔現行の 6 歳ではなく〕10 歳になるまで継続。
- 38) 商品の鉄道輸送への優遇策を。
- 39) [2019 年 1 月 1 日から施行の]源泉徴収の廃止。
- 40) 大統領経験者への終身年金の廃止
- 41) クレジット払いに関わる税金の事業者による肩代わりの禁止。
- 42) 船舶燃料、航空燃料への課税。
- このリストは網羅的なものではないが、早期に実現されるはずの人民投票制度の創設という形で引き続き、人民の意見は聞き取られ、実行に移されることになるだろう。
- 代議士諸君、我々の声を国民議会に届けよ。
人民の意思に従え。
この指令を実行せしめよ。
黄色いベストたち

☆韓国

全国民衆大会に2万人「文政権に対抗してキャンドルではなく松明を持つ」

弾力勤労制阻止、茶碗一杯コメ300ウォンなどを要求

キム・ハンジュ記者 2018.12.01



親財閥・反労働政策に駆け上がる政府と国会に対する反発が続いている。12月1日午後3時、汝矣島の国会前で開かれた「2018全国民衆大会」には労働者、農民、貧民約2万人が集まった。民衆は社会改革に逆行する政府と国会を糾弾した。彼らは、△弾力勤労制改悪中断、△非正規職撤廃、△茶碗一杯コメ300ウォン、△農業予算拡大、△強制撤去中断を要求した。

全国民主労働組合総連盟のキム・ミョンファン委員長は「文在寅(ムン・ジェイン)政府と国会がキャンドル抗争以前に世の中を戻そうとしている」とし「政府と国会は長時間労働、賃金削減で財閥にはあらゆる特典を与え、労働者には搾取を与えていた。2年前の12月、われわれはペク・ナムギさんの精神で積弊を引きずり下ろした。われわれはまた積弊を完全清算するために力強い闘争に立ち上がる」と声を高めた。

続いて貧民解放実践連帯のチエ・ヨンチャン共同代表は「鷺梁津の旧水産市場をはじめ、独裁政権で起きた強制撤去はキャンドル政府でも続いている」とし「文在寅政権がキャンドル精神から逸脱

した改革逆行を続ければ、民衆は過去に持ったキャンドルではなく松明を持って、新しい世の中を建設するために闘争する」と話した。

全国農民会総連合のパク・ヘンドク議長も「文在寅政権になっても世の中は変わらなかった」とし「金大中(キム・デジュン)政権がコメの輸入、開放をして、盧武鉉(ノ・ムヒョン)政権が農産物価格をゴミの値段にした。今、政府と国会は米価が上がれば物価が上がると言って拒否している。農民に茶碗一杯のコメ300ウォンは最低限の生存権だ。民衆の生存権を無視する文在寅政府と与党の逆行を闘争で防ぐ」と伝えた。

民衆は「民衆の宣言」で「文在寅政府の改革逆行を止め、民衆の要求がしっかりと反映された社会大改革を実現しろ」とし「文在寅政府が自らキャンドル政府であることを放棄すればその生命を延長できない。国会が民意を代弁しなければ厳重な審判を受けるという事実を知るべきだ。今日、国会を包囲して、彼らが委任された権力の本当の主人が誰なのかを知らせよう」と明らかにした。

集会の参加者は午後4時頃に大会を終えて国会前の道路をデモ行進した。国会前の道路を占拠した民衆は人間の帶を作った。民主労総は国会デモ行進の後、自由韓国党党事務所に移動して整理集会を開く。農民と貧民は国会前で整理集会を開く。

原文(チャムセサン)、翻訳/文責:安田(ゆ)

日本の裁判官団体とドイツの裁判官組合

下澤悦夫(元裁判官・「安保法制違憲訴訟あいち」原告団共同代表)

青年法律家協会(「青法協」と略称される。)は、1954年に若手法律家が「平和と民主主義を守ること」を目的として結集した団体である。当初は主として弁護士と学者とをもって組織された。1957年に司法修習生が会員として集団加入し、以後、毎年相当数の入会があり、会員数が増加して行った。そして、毎年相当数の青法協会員の司法修習生が判事



補に任官することによって、青法協会員裁判官が自動的に生まれて行ったのである。1963年当時、裁判官会員は約140名を数えた。

私は1966年4月札幌地裁判事補に任官し、同時

に青法協所属の裁判官となった。その頃、判事補（司法修習終了後 10 年以内の裁判官）総数の 3 分の 1 近くを青法協会員で占めていた。私たち青法協会員裁判官は裁判所の組織を民主化すること、裁判をとおして侵害された市民の人権を回復することを目指していた。この頃の裁判所は官僚組織ながら未だ自由闊達な雰囲気を残していた。

ところが、1967 年秋に右翼雑誌『全貌』などが青法協攻撃を開始した。これが司法反動の嵐の始まりである。1969 年に平賀書簡事件が発生した。これは自衛隊の違憲を問う長沼ナイキ基地訴訟の担当裁判長福島重雄判事（青法協会員）に対する裁判干渉事件である。これを契機に「偏向裁判批判」という形で青法協会員裁判官に対する右翼、体制側からの攻撃が激しくなった。そして、同年秋から 1970 年 3 月にかけて、最高裁を始めとする各裁判所当局者による青法協会員裁判官に対する脱会勧告が全国的に行われた。これは裁判所外部からの青法協裁判官攻撃に内部から呼応したものである。同年 4 月 8 日、岸盛一最高裁事務総長は談話という形で、青法協は政治的色彩を帯びた団体であるからこれに加入すべきではないとする最高裁の公式見解を発表した。

これが決定打となり、青法協は最盛時に裁判官会員約 300 名を擁していたのが、その後会員数は減少の一途を辿る。そして 1984 年に残存した青法協会員裁判官が集団的に青法協本部から分離したことにより、裁判所の中から青法協という団体は姿を消したのである。この頃には、裁判所の官僚化は極まり、裁判官たちは萎縮し、自由闊達に行動するかつ

ての気風は失われていた。かつて青法協会員裁判官たちが目指した裁判所の民主化とはまさに正反対の事態が出現したのである。

それから暫くの時が経過した。少数ながらこのような現状を打破しようとする裁判官たちが残っていた。1992 年 9 月、私を含む 4 名の裁判官が大阪に集まり、「コート 21」と称する研究会を発足させた。その後、メンバーが徐々に増加し 20 名位になった。その頃、木佐茂男北大教授の著書『人間の尊厳と司法権－西ドイツ司法改革に学ぶ』（日本評論社刊）によって西ドイツの裁判官の活動状況を知った。西ドイツでは「ドイツ裁判官連盟」を始めとして労働組合的な性格を有する「裁判官組合」まで、複数の裁判官団体が存在し、それぞれが裁判所民主化のための活動を競っていることが紹介されていた。同著の内容に刺激され、私たちの仲間のある者たちは西ドイツを訪ね、ドイツの裁判所や裁判官団体を見学したり調査したりした。その結果、日本でも裁判官団体を設立する必要があるという考えが次第に醸成されて行ったのである。

1999 年 9 月 18 日、東京の法曹会館において現職裁判官 20 名をもって「日本裁判官ネットワーク」が結成された。今風にネットワークと称しているが、これは「開かれた司法の推進と司法機能の充実強化に寄与する」ことを目的とする現職裁判官の団体にほかならない。私は 2006 年 8 月岐阜家裁判事を定年退官し、その会員ではなくなったが、「日本裁判官ネットワーク」は少数ながら活動を継続して現在に至っている。（2018/12/30）

議員の男女均等は民主主義の目標

たかだ洋子

1、はじめに

昨年 5 月に、政治分野の男女共同参画推進法（候補者均等法）が国会で成立した。議員が男性で占められている日本の議会風景は、見慣れた景色なのだが、人々がもっと生きやすい社会になるためには、実はそこに女性がいないのはなぜか？と、考えてみることが必要だろう。国民の代表者が集う場所に、国民の半数いるはずの女性の姿がないのは、いかにも、片手落ちの「代表たち」ではないのか。

2、ジェンダー・クオータの結果

以下の表は、日本との比較。国会の女性議員比率、20 年前との比較。フランス「パリテ法」が近隣の各国に及ぼした影響が良くわかる。

(%)	日本	フランス	イギリス	イタリア	ベルギー	スイス	スペイン
1997 年	4.6	6.4	9.5	11.1	12.7	21.0	24.7
2018 年	10.1	39.6	32.2	35.7	38.0	32.5	39.1

2000 年 6 月 6 日の「パリテ法」以前、これらの国々の論理は、ジェンダー・クオータに批判的であった。

- 1、クオータで下駄を履かせてもらって議員になった女性は、実力はあるのか。
- 1、実力のある女性は、クオータのせいで当選したのだろうなどと、低く見られるのは嫌だ。
- 1、憲法裁判所が、クオータは法の下の男女平等を定めた憲法に反すると判示した。

パリテの論理はこれらの議論を打ち破った。

- 1、フランス革命以来の民主主義の設計は男性のみが市民社会の形成に参加する構想だった。
- 1、社会のシステムそのものが男性だけを念頭にしているので、片手落ちの民主主義である。
- 1、憲法裁判所は「クオータは男女に均等の機会を与えるだけである」と判示するに至った。

以上のような経過で、90 年代までは憲法上の論理の壁に阻まれていた国々でも、見事に国会の風景を変えていくことができた。今世界ではすでに、50-50 の目標は女性差別の是正ではなく、民主主義社会の実現を目指す人類の課題となった。

3、さて日本

今年は、春には統一地方選挙、夏には参議院議員選挙など、いくつかの選挙を控え、各政党はどのような候補者を揃えるであろうか。日本は現在、女性議員はほぼ 1 割である。衆議院の議員定数 465 議席のうち 47 議席が女性なのだ。もし 3 割なら、150 議席ほどのはず。想像してみよう。150 名の女性が議員として国会に出席するようになれば、風景が変わると、思いませんか？ イギリス議会では、昨年の選挙の結果、女性議員が 208 名になった時、女性であることは特別なことではなくなつた。



英国の国会議員定足数 650 議席、女性議席は 209 議席 (32.2%)

Members of the House of Commons (イギリス庶民院の議員たち・イギリス議会 HP より)

リニア中央新幹線、民間企業の官邸主導国家プロジェクト

小林 収(リニアを問う愛知市民ネット)

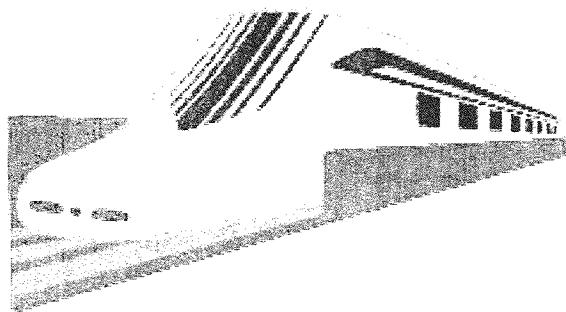
今年のある年頭の集いで、近森さんから、ユニオン学校でリニアについての報告をという依頼を受け、「秋には」と安請け合いした約束が果たせてホッとしている。

今年のリニアをめぐる動きは慌ただしかった。報告の冒頭で紹介したように、3月に国交大臣がJR東海に対して、工事実施計画その2（電気設備工事関係）の認可をしたので、それに対する審査請求申立の手配に迫られた。同じ3月にJR東海が大深度地下使用許可申請をしたので、5月以降、申請書の縦覧と説明会への参加、それへの意見書の提出、公聴会での公述、そして10月には国交大臣が認可をしてしまったので、現在はそれに対する審査請求申立の手配に迫られている。その間に東京地裁での工事実施計画その1の認可取消訴訟は、2~3ヶ月に1回の割合で口頭弁論が開かれた。

しかし、ユニオン学校の報告「義務感」が常に頭にあったため、リニア事業の本質について考え続けることができた。話の筋道をまとめるキッカケは、8月20日付日経ビジネスの「リニア新幹線 夢か、悪夢か」という特集記事との出会い、私はこれを単なるスキャンダル記事以上の深いものに感じた。

そこで改めて、リニア中央新幹線事業が国交大臣によって認可される経過をたどってみると、認可法である全国新幹線鉄道整備法（略称：全幹法）が本来の立法目的と違った運用によって、一民間企業、JR東海が国家プロジェクトを牛耳るという、倒錯した事態が発生していると考えざるを得なくなつた。

全幹法は、簡単に言えば、新幹線施設を、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（略称：鉄建機構）が建設・保有し、営業主体である各JRに対して貸し付ける上下分離方式により運営することを原則とした法律として制定された。ところが、リニア中央新幹線事業は、2007年12月に、JR東海が自己資金での着工方針を出したことで現実的な



ものになった。つまり、はじめから上下分離方式を否定しながらも、全幹法を利用するという大矛盾の中で認可手続きがされたのである。いわば、鉄建機構という公的組織の役割を、JR東海が担うことになったのである。

国家プロジェクト事業を民間企業であるJR東海が牛耳ることによって、様々な不可解な事態が生じた。JR東海は、自己資金方針を打ち出すことによって、国会でのリニア中央新幹線是非論戦を回避し、情報公開義務を免れ、地方自治体に用地折衝の下請けをさせることができた。さらには、都市部の大深度地下使用認可を得ることによって、地権者に何の補償もせずにトンネル建設が可能になった。

その上に、3兆円の財政投融資である。その決定が、安倍首相と葛西JR名誉会長の「お友だち」関係による官邸主導であったことも明らかである。国家的事業を国民の了承を得ることなく官民合作の国民財産篡奪と言っても過言ではない。

リニア中央新幹線は日本列島中央深部をトンネルで痛めつける大工事である。安倍政権の「森加計」を上回るリニア財投の手法は、国家財政の私物化そのものだ。

諦めることなく、真実を広め、怒りをこめてストップ・リニア！の闘いを続けたい。

ユニオン学校（2018年11月9日）で話したこと

第7回ユニオン学校総会報告

2018年12月13日（木）労働会館 会議室で役員10名参加して開催しました。なお名古屋ふれあいユニオンの鶴丸委員長、高田さん（ジェンダークオーツ研究者）、吉田さん（健康センター）、近藤さん（建交労組合員）がオブザーバー参加されました。



1、経過報告

(1) 2018年開催

48回（1月26日）～59回（11月29日）実施

尚、ユニオン学校総会は次回から本体の「ユニオン市民の会」総会に取り込みます。

(2) 会計報告と予算提案

牧野さんから報告を受け承しました。

2、活動方針

(1) ユニオン学校2019年予定

1月25日（金）18時30分～（市民活動センター）中山さん「電機懇の30年」
周りの方に呼び掛けてかけてください。

2月28日（木）18時30分～（市民活動センター）

竹久、植木さん「均等待遇を！労働契約法を使った闘い」

3月・・下澤悦夫元裁判官「裁判官運動とユニオン～私の経験～」（仮称）

4月・・柿山さん「関生労働組合へ共謀罪による弾圧」（仮称）

5月・・広岡法淨さん「わたしはなぜ『ユニオンみえ』で活動してきたのか」（仮称）

(2) ユニオン学校に期待される役割や名古屋ふれあいユニオンとの共同模索、参加者を広げる取り組みなどで意見交換を行いました。

又会則の2項（6）に「ただし党派的な対立や団体・個人間の争いは持ち込まない」の文言を加えることを了承しました。

3、役割り分担

代表：近森、副代表：木村、事務局長：松本、事務局次長：植木、事務局：小野

記録：中村、松本、会計：松本、チラシ作成、会場手配：松本

4、役員会

毎回学校開催前に30分～1時間ほど打ち合わせを行います。

【当面の日程】

- 1月：◆17日（土） 18時30分～ 労働法制改悪反対実行委員会
◆19日（土） 17時～ 1. 19安倍内閣の暴走止めよう集会（光の広場）
◆20日（日） 12時～ 「人民の力」新春のつどい
◆21日（月） 13時30分～ トヨタ過労死裁判 名古屋地裁
◆25日（金） 18時30分～ ユニオン学校 市民活動推進センター
◆26日（土）12時～27日（日）12時 コミュニティユニオン東海ネット交流会議
◆26日（土）13時30分～ 労問研第6回定例研究会（労働会館本館）
◆29日（火）10時30分～ ティーエヌ製作所 労災認定裁判 名古屋地裁
2月：◆ 5日（火）13時30分～ 第一交通裁判 名古屋地裁（労災認定）

- 2月：◆ 8日（金）15時30分～ 寺井土木過労死裁判 名古屋高裁
 ◆ 8日（金）18時～ 高木輝雄弁護士「労働弁護士50年」を祝う会 労働会館東館
 ◆10日（日）13時30分～ 名古屋過労死を考える家族の会総会
 ◆20日（水）11時～ 全港湾日興サービス分会裁判 名古屋地裁
 ◆22日（金）11時～ 大迫過労死裁判 名古屋地裁
 ◆22日（金）11時55分～ 第一交通裁判 名古屋地裁（解雇）
 ◆22日（金）13時～ ハヤト裁判（知的障がい者差別裁判）名古屋地裁 1104（判決）
 ◆25日（月）13時30分～ 市バス山田裁判 名古屋地裁
 ◆26日（火）13時15分～ 元自衛官池田裁判 名古屋地裁 1104 法廷
 ◆28日（木）13時30分～ 十六銀行 過労死裁判 名古屋地裁
 ◆28日（木）18時30分～ ユニオン学校 市民活動推進センター
- 3月：◆ 9日（土）15時～ ユニオン市民の会 総会 労働会館

編集後記～「結」14～16号の編集を終えて

『結』16号は、「新しい戦前」にどのように抵抗するのか、労働現場や市民生活で命と人権が奪われ、管理統制抑圧がますます深まる状況に抗して、市民と労働者の抵抗のネットワークの主体を作っていくのか。〈日本と世界のユニオン運動と労働者・市民、そして私〉を特集テーマで、多彩な執筆者による多面的な視点から現在の課題に接近することを課題にした。「ユニオンみえ」書記長の広岡法浄さん、「コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク」事務局長の岡本哲文さんなど、超多忙な方々に原稿執筆をお願いし応えて頂いたことに感謝します。また、今号では「全日建関西生コン支部」弾圧への抗議の小特集を組んだ。さらに、「世界の労働運動・ユニオン運動は今」として、フランス『黄色いベスト』運動の要求事項、「フランスのイエローベストの反乱」、韓国の最新労働運動報告を掲載した。「ユニオン学校」報告は、11月のたかだ洋子さんと12月の小林収さんに報告を書いて頂いた。「安保法制違憲訴訟原告団共同代表」の下澤悦夫元裁判官には、「裁判官運動とユニオン～私の経験～」を



執筆頂いた。下澤さんには3月、広岡法浄さんには5月の「ユニオン学校」で講義をお願いしている。

さて、ちょっと長い「編集後記」になったが、『結』14・15・16号の編集を終えて、ほっとしている。この秋、日常の市民運動を続けながら、国内外での激務が続き12月初めより入院を余儀なくされた。体力だけは自信があったが、70代に入りついに無理がきかなくなってしまった。多くの皆さんにご迷惑をおかけしてしまったが、『結』16号の編集を終えた今、幾ばくかの責務を果たせていれば幸いである。

2019・2020年は天皇代替わり、東京オリンピック、安倍改憲と厳しい政治日程が続く。市民と労働者の抵抗のネットワークの主体を作るのである。2019年の「ユニオンと連帯する市民の会」・「ユニオン学校」・『結』と私・たちの歴史的課題は限りなく重く大きい。

（編集長・小野政美）

■□ 事務局連絡先 □■

〒456-0006

名古屋市熱田区沢下町9-3
 労働会館本館306号 健康センター内
 Tel&(fax) : 052-883-6966(6983)
 メール : sfl7wtka@tg.commuufa.jp

ユニオンと連帯する市民の会

お願い！ 原稿、感想、情報、意見をお寄せ下さい。

1部 100円

本年度の会費・カンパ の振込をお願します

振込先

郵便振込

口座番号 : 00820-7-169123